

# 「宅地造成に関する工事の技術指針」の改定（案）に係る御意見を募集します

宅地造成工事規制区域内で、宅地造成に関する工事を行おうとする際は、安全で、快適な生活が営めるような宅地を確保するため、宅地造成等規制法に基づき、その工事の計画が同法に定める技術的基準等に適合するか審査を受けて市長から許可を得ることとされています。

「宅地造成に関する工事の技術指針」は、同法に規定する宅地造成の工事の許可に係る手続き、技術基準等を取りまとめた手引きであり、必要に応じて、改定を行っているところです。

地形上やむを得ず複数の擁壁が近接する場合において、下段側に練積み造擁壁を設けようとする際は、これまで案件に応じて個別に対応しておりましたが、その取扱を明確にすることにより適正な造成が行われることが期待されるため、今回当該部分の改定を行うものです。

つきましては、市民の皆様からの御意見を募集します。

## 1 意見募集期間

令和5年2月10日(金) から 令和5年3月15日(水)まで ※当日消印有効

## 2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、まちづくり局指導部宅地企画指導課（明治安田生命川崎ビル11階）

## 3 閲覧物

- ・資料1 「宅地造成に関する工事の技術指針」改定（案）の概要
- ・資料2 「宅地造成に関する工事の技術指針」改定（案）【関係部分抜粋】
- ・資料3 改定前（現行）の「宅地造成に関する工事の技術指針」【関係部分抜粋】

## 4 意見の提出方法

御意見は次のいずれかの方法により提出してください。

### (1) ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

### (2) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課（明治安田生命川崎ビル11階）

### (3) FAX

FAX番号 044-200-3089

※ 意見書の書式は自由ですが、必ず「**題名**」、「**氏名**（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「**連絡先**（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。（別添「意見書」を御活用頂いても結構です。）

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

## 5 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

## 6 問い合わせ先

まちづくり局 指導部 宅地企画指導課

メールアドレス 50takuki@city.kawasaki.jp

電話番号 044-200-3087